

インタラクティブホワイトボード導入による Web 会議環境整備業務に係る
一般競争入札参加資格認定要領

令和 4 年 6 月 23 日制定

(趣旨)

第 1 条 インタラクティブホワイトボード導入による Web 会議環境整備業務（以下「本件業務」という。）に係る一般競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（以下「審査要綱」という。）第 4 条の規定による認定については、この要領の定めるところによる。

(参加資格の認定)

第 2 条 本件業務に係る一般競争入札参加資格の認定は、審査要綱第 4 条各号について、次条に定める資格審査の基準により審査し、すべて適合することをもって行う。

(資格審査の基準)

第 3 条 資格審査の基準は、審査項目ごとにそれぞれ次の表に定める事項とする。

審査項目	審査基準	備考
府税、消費税及び地方消費税の滞納の有無	府税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。	
2 営業年度以上の営業実績の有無	審査要綱第 4 条第 2 号に定める審査基準日において、直前の 2 営業年度以上の営業実績を有していること。	
審査要綱第 5 条に定める申請書及び同第 6 条に定める添付書類における虚偽の事実の記載	虚偽の事実の記載のないこと。	
本件業務と同等の業務実績を有するし、府が発注する本件業務を確実に履行することができることと認められることの確認	確実に履行した業務実績を有していること。	
契約の履行後、保守、修理その他のアフターサービスを府の求めに応じて速やかに提供できることの確認		
暴力団員等に該当しないことの確認	該当しないことを確認する書類が提出されていること。	
公共安全及び福祉を脅かすおそれのある団体等に該当しないことの確認		

(参加資格の認定資料)

第 4 条 参加資格の認定に必要な資料は、審査要綱第 6 条各号に定める添付資料とする。

(参加資格の認定の有効期間)

第 5 条 参加資格の認定の有効期間は、審査要綱第 10 条に定める期間とする。

附 則
この要領は、令和4年6月23日から施行する。